高商連ニュース

高知県商工団体連合会　NO.920(51-61)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838　FAX088-832-3126
Ｅメール　kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kosyoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

家賃支援給付金の受付始まる

「持続化給付金」以上に面倒、早めに民商に相談を

7月14日から受付が始まった「家賃支援給付金」。家賃・地代・駐車場代の3分の2を国が補助する制度。6ヶ月分、月最大・個人100万円、法人200万円です。

申請手続に90分 電子申請のみで受付

この申請が、持続化給付金以上に面倒で時間もかかります。

申請をした、仁淀川民商の伊藤事務局員にインタビューしました。

Ｑ　どなたの申請をしましたか？

Ａ　読者（スナック）の申請をサポートしました。会員になっていただきました。

Ｑ　申請は面倒ですか？

Ａ　持続化給付金に比べて、回答事項も添付書類も3倍ほどあります。

Ｑ　時間はどのくらいかかりましたか？

Ａ　初めての申請で、1時間30分ほどかかりました。会員さんのスマホ（私が使っている機種と違う）で申請したことも影響したと思います。慣れても、1時間はかかると思います。

Ｑ　他に困った点などは？

Ａ　項目ごとの文章も長く、小さな画面のスマホではやりにくいです。

◆ありがとうございました。

手続が面倒で、持続化給付金の申請をしていない人もいます。家賃支援給付金はさらに面倒ですが、民商がサポートします。

民商によっては、学習会や集団での申請サポートをしています。

早めの相談が大切です。

売上が前年同月比50％以上減少、又は連続する3ヶ月で30％以上減少している事業者が対象です。

■コロナ危機打開拡大運動（7/26現在）

	拡大					成果
	読者	会員	共済	婦人	青年	会員
安芸	1	1	0	0	0	1
香美郡	12	5	5	0	0	8
南国	9	0	3	0	0	3
高知	45	22	6	4	0	19
仁淀川	7	3	4	0	0	4
須崎	1	0	1	0	0	1
中村	1	0	0	0	0	1
計	76	31	19	4	0	37

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■コロナ相談・対策状況（7／26現在）

	安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村	県連	計
相談件数	26	174	73	321	36	78	157	2	867
持続化給付金申込	9	62	50	203	19	38	53	0	434
県休業協力金申込	3	19	12	50	3	6	22	0	115
自治体制度申込	3	7	17	7	10	17	63	0	124
融資申込	0	13	8	18	3	2	4	0	48
生活福祉資金申込	4	17	3	30	4	4	13	0	75
雇用調整助成金申込	1	4	0	1	0	0	2	0	8
その他申込	0	3	0	0	0	0	0	1	4

■資金獲得実績（累計）　＊金額は万円

7月26日現在		安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村	計
持続化給付金	件数	6	75	39	194	16	33	63	426
	金額	657	8,435	4,041	21,600	1,587	3,260	5,650	45,231
県休業協力金	件数	3	19	9	50	2	6	28	117
	金額	90	570	270	1,500	60	180	840	3,510
自治体制度	件数	1	8	3	7	2	15	65	101
	金額	20	150	71	70	10	150	850	1,321
融資	件数		13	2	18	3		7	43
	金額		13,150	3,800	2,500	2,800		1,550	23,800
生活福祉資金	件数	3	24	3	30	4	4	13	81
	金額	50	475	60	690	75	50	320	1,720
雇用調整助成金	件数	1	1					3	5
	金額	不明	22					50	72
その他	件数		1						1
	金額		10						10
合計	件数	14	141	56	299	27	58	179	774
	金額	817	22,812	8,242	26,360	4,532	3,640	9,260	75,663

国保 減免になりました

コロナの影響で売上が下がった会員のＡさん。商工新聞「国保減免」の記事をみて、書類を整え申請し、無事国保税が減免になりました。

土佐清水市役所の税務課に、7月に市役所から送られてきた「国保税の決定通知書」、去年と今年の売上台帳、確定申告書控え、身分証明書を持って税務課へいきました。コピーは必要な分をその場で職員がとってくれるので、原本を持っていくのでいいと思います。また「国保税の決定通知書」も、持ってきてくれた方が、職員も話がすぐわかるので、いいそうです。

減免申請書に「1月～12月までの売上」を書く欄があります。去年1年間と今年の1月～6月までは、確定した分を書きますが、7月からの見込みの売上は、今年の1月～6月の間に一番下がった月の売上を書きました。その場で、記入しいくら減免になるかも計算してくれました。妻に給与収入があるので、減免になったのは自分の分だけですが、3分2減額されました。よかったです。

国保の納付は引き落としなので、一度引き落とされるけど、後で変更の通知書が届き精算（返金）されるそうです。また、すでに納付していても、3割減の見込みになったときに、申請できるそうです。

コロナの影響で、この先どうなるかわかりません。営業を続けるためにも、「コロナ特例」の国保減免制度、みなさんも申請してみませんか？

（7／22中村民商ニュース）

コロナチラシ 第2弾 作成

国県市町村の事業者支援制度を知らせる“コロナチラシ第2弾”を作成しました。

安芸、南国、須崎、中村の各民商エリアの赤旗日曜版（7月26日）には、折込をしました。共産党の厚意で、「赤旗読者への情報提供サービス」ということで、折込み料は無料にしていただきました。安芸民商は7月27日の高知新聞（安芸市内）にも折込みました。

香美郡、高知、仁淀川の各民商は独自チラシを作成し、高知新聞折込み、ポスティング等もする予定です。

国の制度を紹介した表面

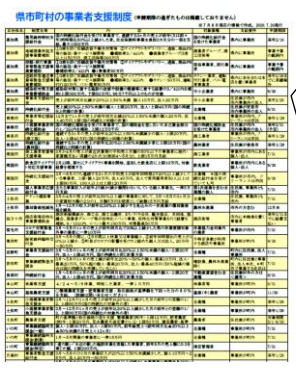

県市町村の制度を紹介した裏面